

【平塚市まちづくり条例施行規則第45条「道路の整備基準」関係】

担当 土木部 土木総務課
道路管理課
道路整備課
電話 0463 - 23 - 1111

(開発区域内に設置する道路の帰属条件)

1 条例施行規則第45条第1項第1号の別に定める基準は、次のとおりとする。なお、この基準は、「私道の寄附受入れ基準」に基づき定めるものとする。

(1) 道路線形

都市計画法に基づくこと、かつ、道路管理者の承諾を得ること。また、官地と民地の境界線については、直線性・平行性を十分考慮すること。

(2) 延長

主たる道路の延長が30m以上あること。

(3) 必要宅地数

5宅地以上の用に供されている道路、又は、3宅地以上かつ4戸以上の共同住宅等の用に供されている道路であること。

(4) 構造等詳細

条例施行規則第45条第5項第1号の別に定める基準により、整備されていること。

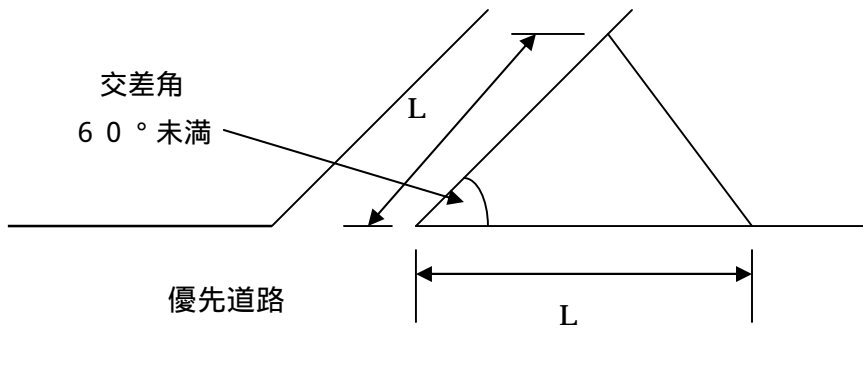
(5) 占用物件

道路内に電柱等交通障害となる施設がないこと。

(交差角60度未満の隅切り)

2 条例施行規則第45条別表1備考3の別に定める基準は、次のとおりとする。

(1) 2つ以上の道路が交差又は接続する角地における開発事業で交差角が60度未満の場合については、下図により隅切りを確保するものとする。



L : 条例施行規則第45条第2項第1号で規定する長さ

(開発区域内に設置する道路の整備基準)

3 条例施行規則第45条第5項第1号の別に定める基準は、次のとおりとする。

この基準は、本市が帰属を受ける開発区域内に設置する施設及び付属物の設計に必要な共通かつ一般的事項を定めるものとする。

なお、構造等詳細については、「平塚市道路標準構造図」によるものとする。

線形	都市計画法に基づき、かつ、道路管理者の承諾を得ること。		
隅切り	開発区域前面の道路と開発区域内道路との交差部両側及び開発区域内道路の角地に、条例施行規則第45条第2項第1号で規定する斜長寸法を底辺とする二等辺三角形の隅切りを設置すること。また、構造については道路管理者と協議し調整すること。		
舗装	原則として全幅アスファルト舗装またはコンクリート舗装とし、舗装構成については道路管理者と協議し調整すること。		
道路終端部	コンクリート構造物を設置し、官民境界を明確にすること。		
縦断勾配	9パーセント以下とすること。ただし、道路管理者が地形等により止むを得ないと認める場合は、勾配について道路管理者と協議し調整すること。 また、縦断勾配が変化する箇所には、緩和区間を設けること。		
横断勾配	アスファルト舗装及びコンクリート舗装の場合は、2パーセントを標準とすること。		
側溝整備		構造物	備考
	開発区域内道路に雨水管を埋設する場合	両側にL形側溝を設置すること。	柵の設置間隔及び構造等については、下水道管理者と協議し調整すること。

	開発区域内道路に雨水管を埋設しない場合	両側に管渠形側溝（300mm以上）または同等品を設置すること。	グレーチング蓋付の製品を設置すること。なお、設置間隔については、概ね5.0mとすること。
道路擁壁及び道路防護柵等	開発区域内道路が宅地より高い場合、道路の崩落防止及び安全を確保するため擁壁等必要な措置を講ずること。		
看板	開発区域内道路が行き止まりの場合又は幅員が減少する場合、看板の設置について道路管理者と協議し調整すること。		
区域内道路を自己管理する場合	から の基準に準ずるよう努めるものとする。		

4 条例施行規則第45条第5項第2号の別に定める基準は、次のとおりとする。

この基準は、開発区域が接する本市が管理する道路（以下「接する道路」という。）の施設及び付属物の設計に必要な共通かつ一般的事項を定めるものとし、構造等詳細については、「平塚市道路標準構造図」によるものとする。

本市以外の者が管理する道路については、当該管理者と協議し整備するものとする。

側溝整備	構造物		備考
	接する道路に雨水管が埋設されている場合	接する道路に雨水管が埋設されていない場合	
	接する道路に雨水管が埋設されている場合	開発区域側にL形側溝又はL形街渠を設置又は改修すること。	柵の設置間隔及び構造等については、下水道管理者と協議し調整すること。
	接する道路に雨水管が埋設されていない場合	開発区域側に管渠形側溝（300mm以上）または同等品を設置すること。	グレーチング蓋付の製品を設置すること。なお、設置間隔については、概ね5.0mとすること。
		開発区域側の開渠等既設側溝は、現場打床版側溝に改修すること。	
横断暗渠	本市に開発区域内道路を移管し、かつ雨水管が埋設されていない場合	両側に集水柵を設置し、横断暗渠に接続すること。	
車両出入口	既設歩道の切下げ、道路施設及び付属物の移設等について、		

	部分	道路管理者と協議し調整すること。		
	歩道巻き込み	接する道路の開発区域側に歩道があり、本市に開発区域内道路を移管する場合		巻き込み部の構造について、道路管理者と協議し調整すること。なお、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
	舗装	接する道路の幅員が4 m未満	全面復旧すること。	原則としてアスファルト舗装又はコンクリート舗装とし、舗装構成については道路管理者と協議し調整すること。
		接する道路の幅員が4 m以上	復旧範囲について道路管理者と協議すること。	
		歩道	全面復旧すること。	
	視線誘導標	道路後退により隣地との間に段差が生じる場合、又は交通安全上必要と認められる地点に設置すること。		
	道路擁壁及び道路防護柵等	接する道路が開発事業地より高い場合、道路の崩落防止及び安全を確保するため擁壁等必要な措置を講ずること。		
	交差点表示	本市に開発区域内道路を移管する場合、接する道路との交差点部に交差点表示をすること。		
	カーブミラー (本市に開発区域内道路を移管する場合)	接する道路の幅員が4 m未満		カーブミラーを設置すること。
		接する道路の幅員が4 m以上	隅切りを片側のみ設置する場合	カーブミラーの設置について協議すること。
		歩道	隅切りを片側のみ設置する場合	カーブミラーの設置について協議すること。

上記の規定にかかわらず自己の居住の用に供する事業及び開発事業区域が500㎡未満の場合は、整備の必要はない。ただし、車両出入口等の整備については、道路管理者と協議し調整するものとする。

(境界標の設置、管理及び境界確定図の作成)

5 条例施行規則第45条第5項第1号及び第2号の別に定める基準のうち、境界標の設置、管理及び境界確定図の作成についての基準は、次のとおりとする。

この基準は、「平塚市道水路等境界確定規則」に基づき定めるものとする。

- (1) 本市が管理することとなる道路後退部分(隅切り部分含む。)及び開発区域内に設置する道路には、官地と民地との境界を明確にするため、別に定める境界標の埋設方法及び境界確定図の作成方法により、本市の指定する境界標を埋設し、境界確定図及び市指定の隣接地所有者承諾書を提出すること。
- (2) 工事实施の際は、境界標を市が管理している座標値で確認し、工事に際し一時撤去された場合は座標値で復元すること。また、境界標の種類を変更した場合には境界確定図を修正し提出すること。
- (3) DID 区域等、世界測地系基準点が埋設されている地区については、世界測地系で境界確定図を作成すること。

(道路に係る申請手続)

6 条例施行規則第45条第5項第1号及び第2号の別に定める基準のうち、道路に係る申請手続きについての基準は、次のとおりとする。

- (1) 開発事業に伴い道路構造物を新設及び改修する場合は、「道路自費工事(施工・変更)承認申請書」を提出すること。
- (2) 開発事業に伴い道路の掘削を必要とする場合、「道路占用許可申請書」を提出すること。
- (3) 公共下水道供用開始区域外で、道路側溝に排水接続をする場合は、「排水管の道路側溝接続許可申請書」を提出すること。
- (4) 公道を開発区域内に含める場合は、事前に協議し「開発事業に伴う公共施設(道路)の編入同意申請書」を提出すること。
- (5) 自己の居住の用に供する事業及び開発事業区域が500㎡未満の開発事業で前面道路の幅員が4.0m未満のものについては、「平塚市建築行為に係る狭あい道路整備要綱」に基づき協議し、「狭あい道路に関する協議申請書」を提出すること。
- (6) 本市が管理することとなる道路後退部分(隅切り部分含む。)及び開発区域内道路の用地の登記手続に必要な書類は次に掲げるものとし、「道路自費工事完了届」を提出する日までに提出すること。

帰属手続(開発行為)

提出書類名称	縮尺	提出部数等		適用
		種別	写し	
道路用地帰属登記手続申請書		本市指定用紙	1部	

土地所有権移転 登記嘱託承諾書		本市指定用紙	1部		実印を必要とする
案 内 図				2部	
公 図 写 し				2部	新しく登記した公図
地 積 測 量 図	1/250		1部		新しく登記した地積測量図
境 界 査 定 図	1/250	CADデータ(sfc研紙)	1部		作成方法は境界確定図作成等マニュアルによる
隣接地所有者 承諾書		本市指定用紙		1部	隣地の地権者の認印を必要とする
土地利用計画図				2部	平面図
開発事業に関する協 定書の写し				1部	
全 部 事 項 証 明 (登 記 簿 謄 本)			1部		新しく本市に帰属する土地に関する もの(所有権以外の権利が設定されてい ないこと)
印 鑑 証 明 書			1部		
資 格 証 明 書			1部		法人のみ
住 民 票			1部		市外に居住する者のみ
登記原因証明書			1部		

寄付手続（建築行為）

寄付手続は、帰属手続の「道路用地帰属登記手続申請書」に代えて「道路用地寄付登記手続申請書」を提出するものとし、それ以外の提出書類は、帰属手続の提出書類と同様とすること。

（その他）

7 その他の事項については、次のとおりとする。

- （1）本市が管理することとなる道路後退部分（隅切り部分含む。）及び開発区域内道路の用地は、地積測量図で面積を算出し分筆登記をすること。
- （2）道路舗装完了後、幹線道路（市道認定による幹道）は原則として3年間、一般道路は1年間、掘削規制期間となります。
- （3）占用掘削工事（給排水・ガス・電気等）の計画は事前に協議し、本復旧は同時に一括して施工すること。
- （4）電柱等交通の障害となる施設（既設・新設）は、道路敷内に設置しないこととする。ただし、既設の施設に関しては、次のアからエのいずれかに該当する場合はそ

の限りではない。

ア 500㎡未満の開発事業

イ 開発区域が接する前面道路に歩道が設置されており、かつ、障害となる施設と官民境界との間に2m以上の通行スペースが確保できる場合

ウ 大規模施設内の小規模な増改築で、当該増改築によって道路の交通量が増加しないもの

エ その他、道路管理者が認める場合

(5) 大規模開発事業においては、土砂・資材等の搬出入経路及び方法に関して、道路管理者と協議し調整すること。

(6) 開発区域の前面道路部分及びその周辺の道路について、舗装の破損等により通行の支障となるような状況がある場合には、報告すること。

(7) 前1から6までに定めるもの以外については、別途協議するものとする。